

# 新潟薬科大学受託研究取扱規程

制 定 平成5年 12月6日

最新改正 平成 28年7月1日

## (目的)

第1条 この規程は、新潟薬科大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いについて必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「受託研究」とは、本学において、外部機関等から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「外部機関等」とは、商法等に基づく会社、地方公共団体並びに一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人等、本法人以外の機関及び個人をいう。
- (3) 「受託研究担当者」とは、受託研究に従事する本学の教職員等をいう。
- (4) 「受託研究代表者」とは、受託研究担当者のうち、受託研究を行う上で責任を持つ本学の教職員等をいう。

## (受入の原則)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、受入れるものとする。

2 受託した調査・研究事項については、受託研究代表者が全責任をもって、これを処理しなければならない。

## (受入の条件)

第4条 受託研究の受入れに際しては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 委託者は、受託研究に要する経費(以下「研究経費」という。)を原則として当該研究の開始までに、本学の指定する口座に払い込むこと。
- (2) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (3) 研究経費により取得した設備等は、本学の所有とする。ただし、委託者が国、地方公共団体又は公社、公庫、公団等の政府機関の場合は、これを付さないことがある。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事情により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学は、その責を負わないこと。
- (5) 本学に支払われた研究経費は、原則として返還しない。ただし、前号の場合において、不

用となった経費があるときは、その範囲内においてその一部又は全部を返還することがあること。

(発明等の取扱)

第5条 受託研究の結果、発明等に係る知的財産権が生じた場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

(研究経費の額)

第6条 委託者が負担する研究経費の額は、諸謝金、賃金、旅費、消耗品費、備品費及び光熱水費等受託研究の遂行に直接必要とする経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び受託研究の遂行に関連して、直接経費以外に必要となる人件費、施設設備機器の損料等の経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合計額とする。

2 間接経費は、直接経費の30%相当を標準額とする。ただし、間接経費を標準額と異なる額とする必要があるときは、学長の承認を得て、その額とすることができる。

3 受託研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与すると考えられるもの、又は委託者と本学が共同研究の一環をなすものなど、本学の教育研究上有意義と認められるものについては、直接経費のみとすることができる。

(研究経費の会計処理)

第7条 研究経費の受入れ、支出等の取扱いについては、学校法人新潟科学技術学園経理規程及び関係規程の定めるところにより処理するものとする。

(申込の方法及び審査)

第8条 受託研究の申込みをしようとする外部機関等の代表者は、委託研究申込書を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申込書の提出があったときは、新潟薬科大学産官学連携推進センター長(以下「センター長」という。)にその内容を通知するものとする。

3 センター長は、前項の通知に基づき、産官学連携推進センター運営委員会において、当該委託研究の受入れについて審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 学長は、前条の報告にもとづき、委託研究の受入れを決定したときは、受託研究決定通知書によって委託者に通知するとともに、受託研究契約書により、契約を締結するものとする。

2 学長は、前号に規定する契約の締結を学部長に委任することができる。

(施設・整備の利用等)

第10条 本学は、その施設・設備を受託研究の用に供するものとする。

(受託研究の中止又は延長)

第 11 条 学長は、研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、委託者と協議の上、当該受託研究を中止又は期間の延長をすることができる。

2 学長は、受託研究の変更を決定したときは、受託研究変更契約書等により、受託者と契約を締結するものとする。

(研究完了報告書)

第 12 条 受託研究者は、受託研究を完了したときは、速やかに研究完了報告書を作成し、学長に報告するものとする。

2 学長は、受託研究の結果を委託者に通知するときは、当該受託研究代表者に行わせるものとする。

(研究成果の公表)

第 13 条 受託研究に関する結果の公表の時期、方法等については必要があるときは、本学と委託者間で協議のうえ定めるものとする。

2 受託研究者が、当該受託研究の成果を公表しようとするときは、学長の承認を得なければならないものとする。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成5年 12 月6日から施行する。

2 この規程施行の日に、すでに契約している受託研究については、この規程に基づいて行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年7月1日から施行する。

様式1(第8条関係)

様式2(第9条関係)